事務連絡

令和２年７月29日

神奈川県行政書士会

会長　田後　隆二　様

神奈川県知事　黒岩　祐治

イベント開催制限の段階的緩和について

　日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、報道等でご案内のとおり、国は、別添事務連絡（令和２年７月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室長）のとおり、イベント開催制限の段階的解除について、現行のステップ（人数上限5,000人かつ屋内は収容率50％以内）を８月末まで維持することとしました。

本県でも、別添のとおり対処方針を改定し、今回の国の考え方に倣って対応することとしましたので、ご承知おきください。

事業者の皆さまには、引き続き、テレワークや時差出勤など、人との接触機会を減らす取組を徹底するとともに、県が普及している「感染防止対策取組書」と「ＬＩＮＥコロナお知らせシステム」の掲示の徹底をお願いいたします。

・感染防止対策取組書及びLINEコロナお知らせシステムについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-chklst#torikumi>

別添

　・　令和２年７月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「８月１日以降における催物の開催制限等について」

・　新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

（令和２年７月29日改定）

問合せ先

政策局　政策法務課　吉原

電話　045（210）1111　内線　2422